

みなべ町

キャッシュレス決済導入業務仕様書

令和 8 年 7 月

みなべ町

1. 概要

(1) 業務の名称

みなべ町キャッシュレス決済導入業務

(2) 業務の目的

みなべ町では役場窓口における各種証明書等の発行手数料は現金でのみ収納している。また発行集計をアナログレジから出力されるレシートを参照しながら行っている。直接現金の授受を避けるためキャッシュレス決済を導入することは住民サービス向上を得るものである。

これらの事務処理の効率化を図ることを目的にキャッシュレス決済の導入を行う。

(3) 基本方針

- ① この仕様書におけるキャッシュレス決済とは「クレジット・デビットカード決済」「電子マネー決済」「QR コード決済」に対応した決済方法をいう
整備場所は「住民福祉課」の1拠点とする
- ② セミセルフ対応POS レジの導入
- ③ 複数のキャッシュレス決済サービスに対応する決済端末の導入
- ④ 本町の指定納付受託者となること及び本町とキャッシュレス決済事業者との契約を代行又は仲介。
- ⑤ POS レジに入力されたデータを集計するシステム(売上明細データ管理システム)の提供

2. 調達対象

(1) 上記「(3)基本方針」②から⑤に掲げる機器およびサービス

- ・ 機器についてはみなべ町が買い取るものでありリースは行わない。
- ・ ネットワーク環境は POS レジについては庁内 LAN に、キャッシュレス決済端末についてはインターネットに接続可能な庁内 LAN を利用する。配線及び機器との接続は本町で行うのでこの調達には含めない。
- ・ 本仕様書に記載されている業務を実現するうえで必要な機器。

(2) (1)で導入するものの保守

- ・ 機器の保守、決済端末及び POS レジの使用方法に関する問い合わせ対応、集計システムに関する問い合わせ対応。
- ・ 保守に関する契約は本委託業務とは別契約とする。

(3) 対面式職員研修

- ・ 利用者向け説明会の実施

3. 構築期間および運用時期

構築期間 契約締結日～令和 8 年 12 月 28 日

運用開始 令和 9 年 1 月 4 日～

※令和9年度以降の保守業務は地方自治法に基づく長期継続契約とする。

4. 要件

(1) POS レジ

- ① キャッシュレス決済端末と一体型であり、液晶ディスプレイにより直接会計操作ができること。
- ② 品目について 2 階層以上で設定できること。
(例) 住民福祉課(第 1 階層)-戸籍謄本(第 2 階層)
- ③ 品目の設定は当町のユーザーが行うことができるものとする。
- ④ 庁内 LAN に接続できること。また接続方法は有線のみとする。
- ⑤ 取引データを庁内 LAN 内にある指定する場所にCSV データとして出力できること。
- ⑥ 操作ログが残り何らかの方法で確認できるものであること。
- ⑦ 取引明細(レシート)がプリントアウトできるものであること。ただし、そのプリンターはレジと一体になっている必要はない。

(2) キャッシュレス決済端末

- ① 端末1台でクレジットカード決済(タッチ決済を含む)、FeliCa による電子マネー決済、QR コード決済に対応出来ること。
- ② POS レジと連携すること。
- ③ POS レジアプリがインストール出来ること。
- ④ インターネットへの接続は庁内 LAN を利用し、安定性の観点から有線接続とする。
- ⑤ 画面の大きさは職員操作画面は7インチ以上、住民操作画面は4インチ以上とする。
- ⑥ PCI DSSの現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。

(3) 自動釣銭機

- ① 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。
- ② 入金情報について、POSレジと連動し、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ③ 釣銭機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。お釣りの排出をPOS側でコントロールでき、釣銭の取り忘れ防止(ランプ点灯及びアラート音)の対策が出来ること。
- ④ 釣銭機操作のログ管理機能を有すること。
- ⑤ 紙幣挿入口は町民の操作性を考慮し「長手水平方式」とする。

(4) 代行業務

- ① 選定された受託事業者は地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。

- ② 本町指定口座への入金

決済代行事業者は、徴収した手数料等を月 1 回以上の入金日に、本町が指定する口座に入金すること。なお、入金日及び指定の入金口座は本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。

- ③ 決済手数料の支払い

本町は、決済代行事業者との契約により取り決めた決済手数料を、月 1 回以上の支払日に、決済代行事業者からの請求に基づき支払うものとする。原則として、②の徴収した金額と決済手数料との相殺は行わない。なお、決済手数料は明細を添付の上請求することを想定している。

- ④ 決済事業者との契約代行

受託事業者は本町が希望するキャッシュレス決済事業者との契約を仲介または代行すること。

(5) 売上明細データ管理システムの提供

- ① 決済代行事業者は、利用したキャッシュレス決済手段ごとに、徴収件数及び徴収金額を月ごとに集計したデータを確認できるシステムを提供すること。なお、集計データの項目及び提供方法については、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。
- ② 上記のほか、決済代行事業者は、本町が必要とする売上明細データの提供に努めること。なお、売上明細データの内容及び提供方法は、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。

(6) 端末操作マニュアルの作成、操作研修等窓口への導入支援

- ① 受託事業者は、本町職員が端末の設定及び操作が容易になるように、POS レジ等端末機の設定及び操作方法に関するマニュアルを作成し、文書データ等により提供すること。
- ② 受託事業者は、本町職員が端末の設定及び操作が容易になるように、端末機の設定及び操作方法の研修を実施すること。なお、研修内容は、本件委託契約の締結後に協議のうえ決定する。

(7) 保守

- ① 調達する物品に不具合が発生した場合、その連絡を受けた翌開庁日中に正常動作をさせることができるように体制を整えること。
- ② 機器や管理システムの使用方法に関する問い合わせに開庁時間中(平日午前 9 時～

午後 5 時 15 分)に対応できる体制を整えること。

尚、問い合わせ方法は電話を想定している。

(8) その他

- ① システムの運用定着に向けた提案があれば行うこと。
- ② 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、本町と受託事業者との間で誠意をもって話し合い、疑義の解決に努めるものとする。